

## アメリカ・インディアナ州に おける養育費の算定方法

弁護士 小原 路絵

### 1 はじめに

日本における養育費の算定方法については、本誌特集5の「養育費・婚姻費用について」(茶木真理子著)を参考にされたい。日本の家庭裁判所においては、いわゆる「養育費算定表」を参考に養育費が算定されることが多い。この算定表は、主に、夫婦の年収と、子の数及び子の年齢によって、養育費を算定している<sup>1</sup>。

他方、アメリカは、連邦と州という二重の司法構造を取っており、養育費の分野でも、連邦法により、各州において養育費算定のガイドラインを制定することが定められており、その基準は州によって区々である。日本の「養育費算定表」は平成15年4月から実務で活用されているが、今後の養育費算定実務の参考になればと思い、インディアナ州におけるガイドライン(以下「当該ガイドライン」という。)の中身を紹介したい。

なお、今回、インディアナ州のガイドラインを中心に紹介するが、これが各州のガイドラインの標準的なものというわけではないので、この点ご留意されたい。

### 2 インディアナ州における養育費のガイドライン

インディアナ州のガイドライン(Child Support Rules and Guidelines)は、インディアナ州裁判官会議の司法行政委員会(Judicial Administration Committee of the Judicial Conference of Indiana)によって策定され、州最高裁(Indiana Supreme Court)が採用したものである(1989年10月1日より施行されており、直近の改正は2010年1月1日である)。そして、当該ガイドライン5項において、これが連邦法に合致するものであることが述べられている。

州法でも、同ガイドラインを参照することが定められているが(Indiana Code31-9-2-18)、このガイドラインは反証可能な推定(rebuttable presumption)とされている。

また、同ガイドラインは、ホームページ上で公開されており<sup>2</sup>、26ページにわたる詳細なものである

が、同ホームページ上で、必要な事項を入力するだけで、オンライン上で簡単に養育費の算定をすることができる。結果は一枚の表(ワークシート)で表示され、それを印刷してそのまま裁判資料として提出できるようになっている(このワークシートの雛形も、上記ホームページからダウンロードできるガイドラインの最終ページからダウンロードできる)。

なお、当該ガイドラインでは、一週間ごとの養育費の額を計算することとなっている(日本の「養育費算定表」は月額)。

また、養育費の支払義務は、子どもの成人に達するまでとされており、インディアナ州の成人の年齢は21歳である。

### 3 必要項目

- (1) 上記ワークシートには、下記項目を入力する。
    - ①子どもの人数とその生年月日
    - ②両親の一週間の総収入額(Weekly Gross Income)
    - ③子どもの監護にかかる費用(Weekly Work-Related Child Care Expense)
    - ④健康保険の金額
    - ⑤非監護者が子どもと過ごす時間(Parenting Time)
  - (2) 上記項目について詳述すると、まず、②両親の一週間の総収入額とは、実際の一週間の総収入で、失業中の者の潜在的収入額(potential income)や、現物給付に基づく帰属収入をいうと定義されている。また自営業者においては、実際の経費を控除できるとされている。収入には、給料のほか、手数料、ボーナス、残業代、役員報酬、退職金、年金、信託受益、失業保険、障害保険、贈与、相続、賞金、他の婚姻に起因する扶養料などが含まれるとされている。含まれないものとしては、フードスタンプ(所得の低い者に支給される食品の引換券)等がある。潜在的収入が認定されるのは、親が、収入を得ることが可能であるにもかかわらず、自発的に無職の状態にある場合であって、その場合、その者の職歴・資格の有無・地域の賃金レベル等に照らし、潜在的収入が認定される。帰属収入とは、家族やルームメイト等から、継続的に家賃や水道光熱費の援助を受けている場合は、それらが総収入に算入されることがある場合をいう。
- そして、②の総収入額から、両親がそれぞれ前婚等により負担している養育費や扶養料があれば、それを控除する。これらを控除後の両親双方

の収入の合計額によって、子どもに必要な養育費の基本額(A)が算定される(オンラインで①②の項目を入力していくと、自動的に計算される。)

次に、労働に出ている時間に必要となるシッターやデイケアなど、子どもにかかる費用(③)は夫婦双方で負担すべきとして、それぞれが負担する費用を基本額(A)に加算する。また、子どもの健康保険にかかる費用(④)も基本額(A)に加算する。

両親双方の収入の合計額に対するそれぞれの収入額の割合で、この加算後の基本額(A)に対するそれぞれの負担額(B)が決定される。換言すれば、基本額(A)を、それぞれの収入割合で乗じて、負担額(B)を算出する。

さらに、この負担額(B)から、非監護親が子どもと過ごす日数(⑤)によって、非監護親の負担する養育費の割合が減額され、最終的な負担額(C)が決定される。

#### 4 修正

一度決定された養育費の支払命令を修正するには、当事者は、実質的で継続的な不合理な事情の変化を示さなければならぬとされており、その基準として、現在の状況をあてはめた場合に算出される養育費の額と実際の支払命令の額との間に20%以上もの差が生じ、その状況が修正の申立前から少なくとも12ヶ月間継続していなければならないとされている(ガイドライン4項、Indiana Code31-16-8-1)。

#### 5 履行の強制

連邦法は、各州に養育費に関するサービスを提供する機関の設立を義務付け、特に公的扶助受給者に対しては無料でサービスを提供している<sup>2</sup>。

また、ミシガン州における養育費の強制履行手段としては、消費者情報機関への報告、所得税還付金からの徴収、パスポートの発行拒否、各種免許の停止、先取特権・債権差押、将来の養育費のための保証金、職業プログラム、詐欺譲渡の取消・刑事制裁がある<sup>3</sup>。

#### 6 その他の州

ネブラスカ州においては、当事者の収入によってこの生活費を按分する方法が取られ、監護態様や親子の接触時間が金額に反映されるようになっている(インディアナ州における算定方法と同じと思われる。)。しかし、これに関しては、養育費の利害得失が、監護権の主張に絡みやすくなるとの問題点が指摘されている<sup>4</sup>。アメリカでは、日本の単独親権と

異なって、共同親権(Joint Custody)を採用している州が多く(インディアナ州も採用している。Indiana Code31-17-2-13)、共同親権となったケースでは、常は子どもを監護していない親(非監護親)でも、一年を通してかなりの日数を子どもと過ごしていれば、当然その中で負担する費用も発生するのであり、実際の養育費額を減額されるというのは合理的である。しかし、監護親が養育費の減額を嫌がり、子どもを非監護親に会わず日数を減らすよう主張してくる可能性があるとするれば、本末転倒である。

#### 7 日本との比較

試しに、ほぼ同条件(子二人がともに14歳以下、父の給与所得が年923万円、母の給与所得が383万円。)で、日本の算定表とインディアナ州のガイドラインの養育費額とを比較してみた。日本の場合、月額8~10万円となった。インディアナ州の場合、月額1036ドル(父の子どもとの接触日数を71~75日にした。)となり、双方あまり差が出なかった。

インディアナ州のガイドラインと日本のガイドラインが異なる大きな点は、後者が子どもとの接触時間を、最初から算定の必須条件としている点である。上記条件で、父の子どもとの接触日数を166~170日に増やすと、月額が640ドルに減った。

日本の養育費算定表は、通常範囲のものは表の中に折込み済みで、この幅を超える金額の算定は特別な事情がある場合のみとされている<sup>5</sup>。これに比べ、インディアナ州のガイドラインは、対象とされる収入の範囲の広さを始め、項目を入力するまでの考慮対象要素が多いともいえる。当該ガイドラインの中身は、日本の実務と非常に似通っている部分もあれば、もちろんそうでない部分もある(日本の算定表も、双方の親の収入を基礎にしており、子どもの養育費をそれぞれの収入により按分していると考えられ、この点は共通している。)。どちらが優れているとは簡単に言えないが、日本の「養育費算定表」が実際のケースに妥当しない場合などに、別の基準を検討する際に、当該ガイドラインの運用が参考になるのではないかとと思われる。

なお、最後に、棚村政行「アメリカにおける家族法の最新動向」を紹介したい。同論文は、家族法における幅広い分野を取り上げていて興味深い<sup>6</sup>。

以上

- 1 東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して－養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案－」判例タイムズ1111号285頁(2003)
- 2 <http://mycourts.in.gov/csc/parents>
- 3 近道暁郎「ミシガン州における養育費支払債務の強制履行手続について」判例タイムズ1104号39頁(2002)
- 4 渡部信吾「米国ネブラスカ州ダグラス郡子どもを持つ夫婦の離婚手続(上)」判例タイムズ1308号82頁(2009)
- 5 裁判所ホームページの注意事項4ア。["http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi\\_santei\\_hyou.html"](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou.html)
- 6 棚村政行「アメリカにおける家族法の最新動向」野田愛子、梶村太市『新家族法大系 第1巻 親族[ I ]—婚姻・離婚—』(新日本法規出版株式会社、平成20年)